



使 用 前 檢 查 申 請 書

(川内原子力発電所第1号機の変更の工事)

原発本第178号
令和2年1月7日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和彌
社長執行役員

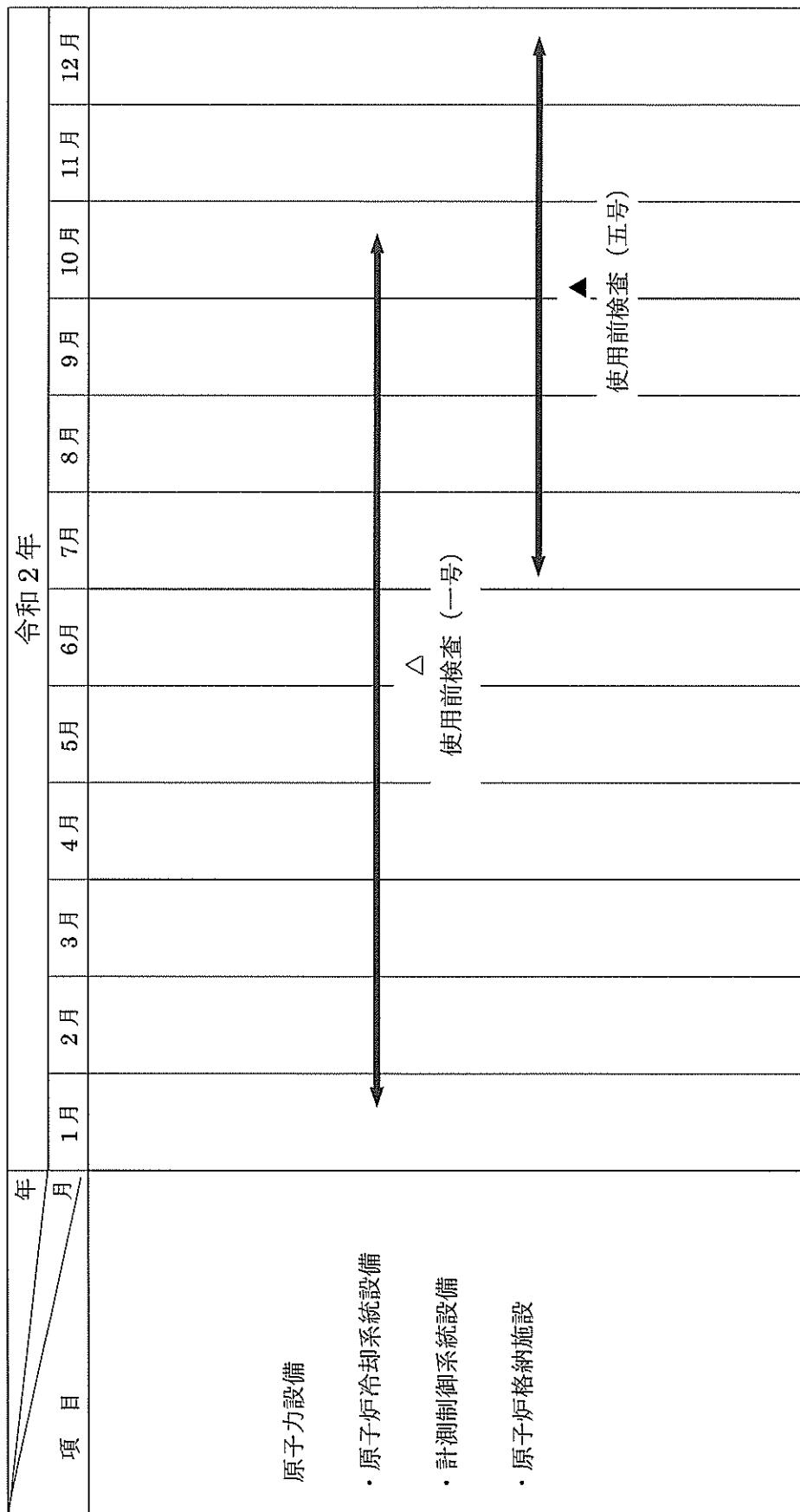
電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

検査を受けようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 川内原子力発電所 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山
原子力発電工作物の概要	川内原子力発電所第1号機 原子力設備 原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設
検査を受けようとする工事の工程	工事計画の認可番号及び認可年月日 原規規発第1805152号、20180131保第18号 平成30年5月15日
検査希望年月日	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）
使用開始予定年月日	（一号）自 令和2年 1月 20日 至 令和2年 10月 （五号）自 令和2年 7月 至 令和2年 12月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	平成30年 6月 29日 平成30年 8月 1日 平成31年 2月 18日 令和元年 10月 16日

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書



工事の工程における放射線管理に関する説明書

(川内原子力発電所第1号機の変更の工事)

(1) 検査に伴う放射線管理

a. 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止のため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、防護具の適切な着用について指導及び助言を行う。

b. 個人被ばく管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

(2) 検査場所の区域区分



a. 汚染区分

B区域^(注1)

(注1) 核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

b. 線量当量率区分

1区域^(注3)

2区域^(注4)

3区域^(注5)

(注3) $2.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えるおそれがあり、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えるおそれのない区域

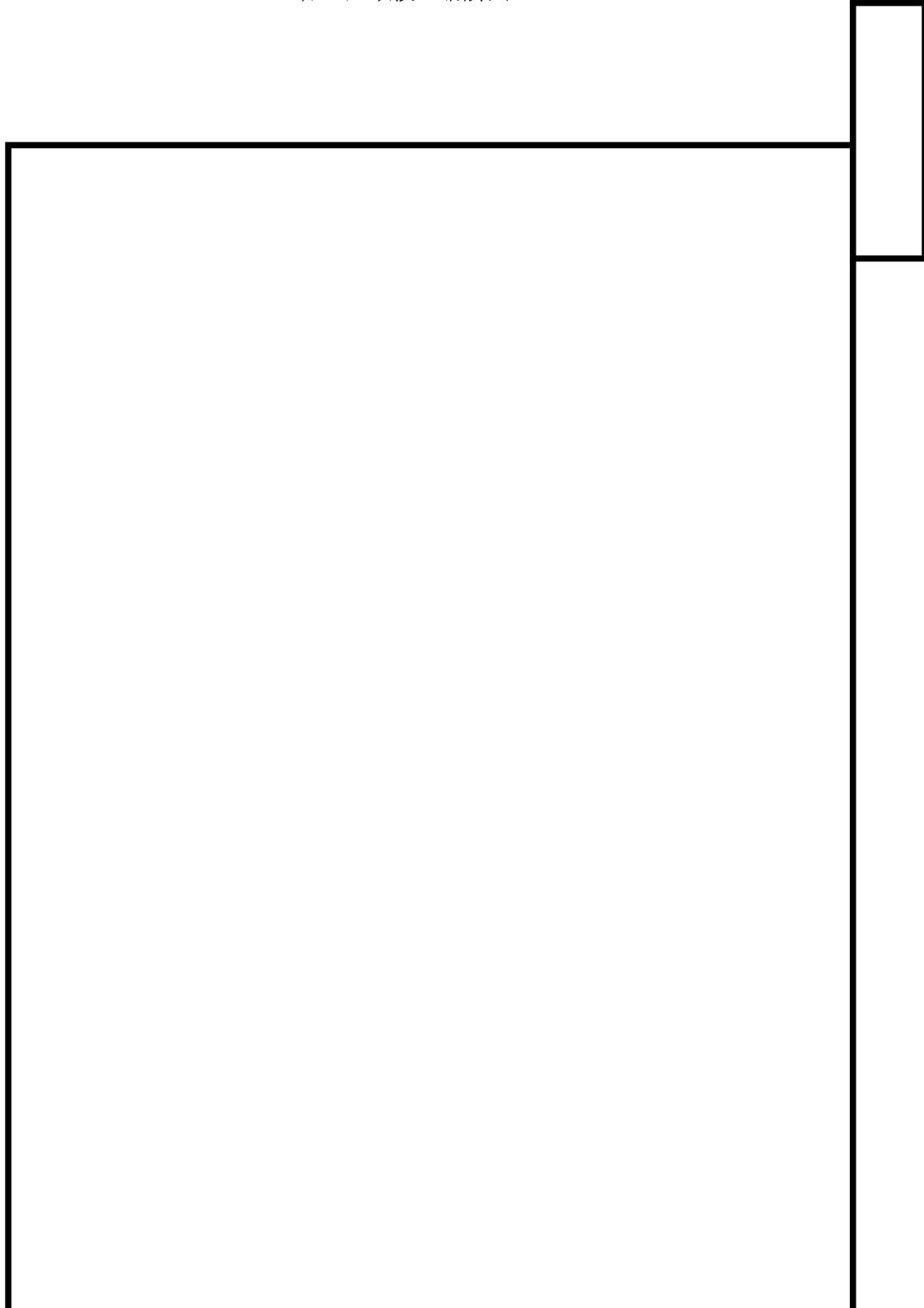
(注4) $1 \text{mSv}/\text{h}$ を超えるおそれのない区域

(注5) $1 \text{mSv}/\text{h}$ を超えるおそれのある区域

(3) 管理区域検査場所図

別紙参照

管理区域検査場所図



管理区域検査場所図

